

議決された主な議案等

※下記以外の議案等への賛否については、議会事務局へお問い合わせください。

○：賛成 一：反対 退：退席

会派名	議員名	議案名	議決結果	鎌倉市議会議員	公明党	自由民主党	無所属																								
※会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する2人以上の議員で構成されます。本市議会では、会派に属する議員は代表質問を行ったり、議会運営委員会の委員となり、議会運営に関する協議を行うことができます。	※○は会派の代表者 ※中村聡一郎議員は議長のため、採決には参加していません。			高橋浩司	日向慎吾	永田磨梨奈	小野田康成	久坂くにえ	河村琢磨	中村聡一郎	渡辺隆	大石和久	西岡幸子	納所輝次	山田直人	池田実	前川綾子	岡田和則	長嶋竜弘	渡邊昌一郎	吉岡和江	赤松正博	三宅真里	保坂令子	中澤克之	上畠寛弘	千一	竹田ゆかり	松中健治		
第8号	鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第9号	鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第10号	鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第13号	鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第14号	鎌倉市まちづくり条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他	第4号	3市1組合共催川崎競輪事業からの撤退に関する和解について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議会議案	第2号	集团的自衛権行使を容認する憲法解釈についての意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第3号	特定秘密保護法を一旦廃止し、国民的議論を尽くすことを求める意見書の提出について	否決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第4号	北朝鮮による日本人拉致問題の真相究明と早期の全面解決を求める決議について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
陳情	第3号	鎌倉市を訪問する学童・生徒のための昼食等の施設確保についての陳情	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※平成26年5月30日付で「公正、公平、透明な政治を実現する会鎌倉」から「草莽の会」に名称変更、無所属の渡邊昌一郎議員が同会に入会。

※平成26年6月11日付で「公明党鎌倉市議会議員団」の代表者は大石和久議員に、「鎌倉みらい」の代表者は山田直人議員に変更。

今定例会では、議員から議案4件が、市長から議案27件及び諮問1件が提出されました。主な議案等の内容及び議会における議決結果は次のとおりです。

《議員提出議案》
集团的自衛権行使を容認する憲法解釈についての意見書の提出について

今定例会に提出された「集团的自衛権行使を容認する憲法解釈に反対する意見書」を求める陳情ほか2件が、付託先の総務常任委員会が議員の賛成により採択されたため、委員会提出議案として提出されたものです。

議案では、多数の賛成により、原案を可決しました。
特定秘密保護法を一旦廃止し、国民的議論を尽くすことを求める意見書の提出について

昨年12月の臨時国会で成立した特定秘密保護法に関し、市民の知る権利が侵害されるよう、いったん法律を廃止し、国民的議論を尽くすことについて国に意見書を提出しようとするものです。

議案では、少数の賛成により、原案を否決しました。
北朝鮮による日本人拉致問題の真相究明と早期の全面解決を求める決議について

北朝鮮による日本人拉致問題に関し、北朝鮮との間で合意した調査対象者に、本市在住・在勤者2名が含まれていることから、国際社会との連携を図りつつ、再発防止に向けた取り組みを進めるとともに、拉致被害等の真相究明と早期の全面解決を求めることについて、議会として決議するものです。

議案では、総員の賛成により、原案を可決しました。

全国市議会議長会から 議員在職40年表彰を受章

5月28日に開催された、全国市議会議長会第90回定期総会において、赤松正博議員が、議員在職40年以上特別表彰を受章されました。

また、中村聡一郎議長に、社会文教委員会委員の功績をたたえ、感謝状が贈られました。



赤松議員の表彰伝達式

（可決した決議及び意見書の全文は3面をご覧ください）

《市長提出議案》

条例関係議案

海水浴場のマナーの向上に関する条例の制定について

安心で快適な海水浴場とするため、海水浴場の利用者によるマナーに反する迷惑行為を防止し、マナーの向上を図るため必要な事項を定めようとするもので、公布の日から施行しようとするものです。

議案では、総員の賛成により、原案を可決しました。



由比ガ浜海水浴場の様子(平成25年7月撮影)

倉市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ問題対策連絡協議会及びいじめに関する調査委員会を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるもので、公布の日から施行しようとするものです。

議案では、総員の賛成により、原案を可決しました。

職員給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成24年から実施している職員給与の暫定削減について、本年8月から2カ月間延長するため、所要の改正を行おうとするもので、公布の日から施行しようとするものです。

議案では、総員の賛成により、原案を可決しました。

ごみの減量及び資源化を図る施策として、家庭系一般廃棄物を有料化するとともに、事業系一般廃棄物の処理手数料を改めるものです。

議案では、多数の賛成により、原案を可決しました。

まちづくり条例の一部を改正する条例の制定について

自己の居住の用に供する建築物の建築を目的とした開発事業の適用範囲等を改めるもの

編集後記

鎌倉市議会ではことし12月の上程を目指し、議会基本条例の制定準備を進めております。

その条例の中では「情報の積極的な発信」がうたわれており、上程に先駆けて「オープンミーティング」「議会報告会&意見聴取会を開催し、さらにフェイスブックページを開設するなど、情報の積極的な発信に努めております。

しかし、この「議会だより」が、市民の皆さまにとってもっとも身近な情報受信ツール

議会広報委員会
委員長 上畠 寛弘
副委員長 河村 琢磨
委員 保坂 令子
委員 西岡 幸子
委員 池田 実
委員 渡邊昌一郎
委員 小野田康成
委員 吉岡 和江

ので、適用除外の改正規定は10月1日から、その他の規定は公布の日から施行しようとするものです。

議案では、総員の賛成により、原案を可決しました。

その他

3市1組合共催川崎競輪事業からの撤退に関する和解について

川崎市との間で協議中の3市1組合共催川崎競輪事業からの撤退に関する和解について、議会の議決を求めるもので、このたび川崎市と合意に至ったことから、和解をし、解決一時金を支払おうとするものです。

議案では、総員の賛成により、原案を可決しました。

諮問

公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立てについて

おなり子どもの家への入所

次の方の選任について、議案に同意しました。

沼野 輝彦氏(常盤在住)

公平委員会委員

次の方の選任について、議案に同意しました。

朝比奈 恵温氏(山ノ内在住)

農業委員会委員

次の議員を推薦することに、議案に同意しました。

西岡 幸子議員(笹田在住)
永田磨梨奈議員(七草東東在住)
渡辺 隆議員(材木座在住)

申請に関し、入所保留処分がなされたことに対して異議申し立てが行われたため、地方自治法第244条の4第4項の規定に基づき、議会に諮問するものです。

議案では、総員の賛成により、却下が妥当である旨、答申することに決しました。

(答申文は、本会議録及び市議会ホームページをご覧ください)

教育委員会委員

次の方の選任について、議案に同意しました。